

特別養護老人ホーム 近江舞子しょうぶ苑（ユニット型個室）利用料金表

2026年8月現在

介護サービス費

・ユニット小規模型介護サービス費(Ⅰ)

要介護 1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
670単位	740単位	815単位	886単位	955単位

(1日当たり)

・各種加算

対象	加算項目	単位	加算要件
共通	看護体制加算（Ⅰ）□	4単位/日	1名以上の常勤看護師を配置した場合
	夜勤職員配置加算（Ⅱ）□	18単位/日	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たした場合
	個別機能訓練加算（Ⅰ）	12単位/日	機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画書に基づいて機能訓練を実施した場合
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位/月	個別機能訓練加算(Ⅰ)の取り組みに加え計画情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、利用者の状態に応じた計画書の作成・訓練実施・評価・計画の見直し・改善のサイクルによりサービスの管理を実施した場合
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日	新規入居者の内、要介護状態区分が4又は5の割合、もしくは認知症日常生活自立度ランクⅢ以上の割合が一定数を占め、常勤換算方法で介護福祉士の配置数の要件を満たした場合
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	12単位/日	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が一定以上を満たした場合□
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3単位/月	褥瘡発生のリスクについて入居時に評価すると共に、少なくとも3月に1度の評価を行い、結果を厚生労働省に提出する。又、褥瘡発生リスクがあるとされた入居者への計画書の作成と3月に1度の見直しを行っていること
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13単位/月	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の要件に加え、褥瘡発生リスクがあるとされた入居者について、褥瘡の発生がない場合
	栄養マネジメント強化加算	11単位/日	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定
	排せつ支援加算（Ⅰ）	10単位/月	排せつに介護を要する入居者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて医師が判断し、排泄に介護を要する原因究明と支援計画に基づいた支援の継続実施を行い、少なくとも3月に1回の見直し、評価を行った場合
	協力医療機関連携加算（Ⅰ）	50単位/月	協力医療機関を定め、定期的に入居者の病状急変が生じた際の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称を自治体に提出し、利用者が協力医療機関に入院し、病状が軽快して退院が可能になった際には、速やかに再入所が出来る要件を満たした場合。
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減の方策を検討するための委員会開催や必要な安全対策を講じた上で見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を行うとともに、一定期間ごとに業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行っている場合

対象	加算項目	単位	加算要件
共通	科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	50単位/月	入居者ごとの身体機能、栄養状態、口腔機能、認知症の状況情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービスを適切かつ有効に提供するための必要な情報を活用している場合
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	総単位数に対して、 176/1000を乗じた単位数で算定	介護職員の賃金改善に関する計画を策定し、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たし経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置している場合
個別	生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100単位/月	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されている場合
	療養食加算	6単位/1食	医師の指示による療養食を提供した場合
	再入所時栄養連携加算	200単位/回	医療機関に入院し、大きく異なる栄養管理が必要となり、医療機関の管理栄養士と連携して退院時に栄養ケア計画を作成した場合
	安全対策体制加算	20単位/入居時	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
	看取り介護加算 死亡日以前31日以上45日以内 死亡日以前4日以上30日以下 死亡日の前日及び前々日 死亡日	72単位/日 144単位/日 680単位/日 1,280単位/日	施設での看取りを希望され、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」などの内容に沿った看取り介護を実施した場合
	初期加算	30単位/日	入居日から30日以内の期間又は入居後30日以上入院し退院した場合
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	250単位/回	入居期間が1ヶ月を超えた入居者が退居するにあたり、退居後生活する居宅や施設に訪問し、相談援助や連絡調整などを受けた場合
	退所時栄養情報連携加算	70単位/回	厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする入居者または低栄養状態にあると医師が判断した入居者において、管理栄養士が退居先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した際、1月につき1回を限度として算定
	退所時相談援助加算	400単位/回	入居期間が1ヶ月を超えた入居者が退居するにあたり、退居後の居宅サービスや施設サービスなどにおいて相談援助と退居後のサービス提供者への情報提供を受けた場合
	退所前連携加算	500単位/回	入居期間が1ヶ月を超えた入居者が退居するに先立ち、退居後の居宅介護支援事業者に対する情報提供と居宅サービス利用について連携した調整を受けた場合
	外泊時費用	246単位/日	1月につき、外泊(又は入院)した日の翌日から起算して6日(月をまたがる場合は最大で連続12日)を限度として算定

特別養護老人ホーム 近江舞子しょうぶ苑（ユニット型個室）利用料金表

2026年8月現在

ひと月（30日計算）の利用料金 ≪介護サービス費+食費、居住費≫

老齢福祉年金・生活保護受給者：第1段階

(単位=円)

介護度	介護サービス費	食費	居住費	日額	1か月利用料
1	941	300	880	2,121	63,630
2	1,027			2,207	66,210
3	1,119			2,299	68,970
4	1,207			2,387	71,610
5	1,291			2,471	74,130

市民税非課税世帯：第2段階（所得額 80万円以下）

介護度	介護サービス費	食費	居住費	日額	1か月利用料
1	941	390	880	2,211	66,330
2	1,027			2,297	68,910
3	1,119			2,389	71,670
4	1,207			2,477	74,310
5	1,291			2,561	76,830

市民税非課税世帯：第3段階①（所得額 80万超～120万円以下）

介護度	介護サービス費	食費	居住費	日額	1か月利用料
1	941	680	1,370	2,991	89,730
2	1,027			3,077	92,310
3	1,119			3,169	95,070
4	1,207			3,257	97,710
5	1,291			3,341	100,230

市民税非課税世帯：第3段階②（第1段階、第2段階及び第3段階①に該当しない方）

介護度	介護サービス費	食費	居住費	日額	1か月利用料
1	941	1,420	1,470	3,831	114,930
2	1,027			3,917	117,510
3	1,119			4,009	120,270
4	1,207			4,097	122,910
5	1,291			4,181	125,430

☆ 一般世帯の方：第4段階 【1割負担】

介護度	介護サービス費	食費	居住費	日額	1か月利用料
1	941	1,800	3,210	5,951	178,530
2	1,027			6,037	181,110
3	1,119			6,129	183,870
4	1,207			6,217	186,510
5	1,291			6,301	189,030

☆ 一般世帯の方：第4段階 【2割負担】 【3割負担】 (単位=円)

	介護度	介護サービス費	食費	居住費	日額	1か月利用料
2割負担	1	1,881	1,800	3,210	6,891	206,730
	2	2,054			7,064	211,920
	3	2,238			7,248	217,440
	4	2,414			7,424	222,720
	5	2,583			7,593	227,790
3割負担	1	2,821	1,800	3,210	7,831	234,930
	2	3,081			8,091	242,730
	3	3,357			8,367	251,010
	4	3,621			8,631	258,930
	5	3,875			8,885	266,550

その他の費用 **«ひと月の利用料金に追加で必要な料金»**

理美容代金	1,834円/回	医療費(受診代、内服薬代他)、 予防接種、嗜好品等については、 実費料金のご請求になります。
おやつ代	130円/日	
喫茶代	100円/1回	
クラブ活動費	100円/月	
個人電気製品A(携帯電話・ラジオ・髭剃り等)	1,000円/月	
個人電気製品B(テレビ・オーディオ・電気毛布等)	2,000円/月	
個人電気使用料C(冷蔵庫・パソコン等)	3,000円/月	
利用料金請求書発行手数料	200円/月	

- ◆ 介護サービス費は、ユニット小規模型介護サービス費(Ⅰ)に共通加算を加え、地域加算(1単位10.45円)を乗じて算出した1割負担の日額費用となります。
- ◆ 記載の費用については1円未満の端数計算により誤差が生じます。
- ◆ 入所者の状態及び職員状況等により、加算の対象及び費用負担が変わる場合があります。
- ◆ おむつ代、洗濯代は介護サービス費に含まれます。
- ◆ “介護保険負担限度額制度”の認定を受けるには保険者に申請していただく必要があります。



Social Welfare Corporation Shiga Fukushima

社会福祉法人 志賀福祉会

特別養護老人ホーム

近江舞子しょうぶ苑

TEL077 - 596 - 2233